

令和7年度渋P a y加盟店補助金交付要領

令和7年4月1日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

<p>交付目的</p>	<p>地域経済の活性化及び市民の地域活動、健康増進活動等の促進に資する渋P a yの利用環境を整備するため、予算の範囲内においてスマートフォン又はタブレット型端末購入費用及び準備費用の一部を補助します。</p>
<p>内容</p>	<p>申請時において次に掲げる条件を満たす者です。</p> <p>(1) 渋P a yを使用することができる店舗として、しぶかわ電子地域通貨「渋P a y」事業実施要綱（令和4年渋川市要綱）第6条の規定に基づき、加盟店として登録していること。</p> <p>(2) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>1 端末購入費用 次に掲げる条件を満たすスマートフォン又はタブレット型端末等の本体に係る購入費です。ただし、加盟店1店舗につき3台までとします。</p> <p>(1) インターネットに接続できること。</p> <p>(2) 加盟店用のアプリケーションソフトウェアを利用することができること。</p> <p>(3) 令和6年10月1日以降に購入したものであること。</p> <p>2 準備費用 次に掲げる条件を満たす資機材等の購入費等です。</p> <p>(1) 加盟店として判別できる販促品の掲示等に要する経費</p> <p>(2) 加盟店として渋P a yの利用準備のため臨時的に雇用した者の人件費</p> <p>(3) その他、加盟店として渋P a yの利用準備に要した一時的経費</p>
<p>補助金額</p>	<p>1 端末購入費用 補助対象経費の10分の10の額とし、加盟店1店舗につき3万円を限度とします。</p> <p>2 準備費用 補助対象経費の10分の10の額とし、加盟店1店舗につき5千円を限度とします。</p>

	予算額	この補助金の事業全体の補助限度額は、17万5千円です。限度に達した時点で受付を終了します。
交付 手 続 等	交付申請の方法、 時期等	<p>行革・DX 推進課へ書面の提出又はメールにて申請してください。予算額に達した時点で申請の受付を終了します。</p> <p>渋P a y 加盟店補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、購入・支払日より起算して6箇月以内及び令和8年3月31日までに提出してください。</p> <p>1 端末購入費用</p> <p>（1） スマートフォン又はタブレット型端末の本体購入に係る領収書の写し又はその代金の支払が確認できる書類</p> <p>（2） 購入したスマートフォン又はタブレット型端末のメーカー、型式、台数が確認できる書類（領収書等に確認できる記載がある場合は不要）</p> <p>2 準備費用</p> <p>（1） 準備費用として資機材等の購入等に係る領収書の写し又はその代金の支払が確認できる書類</p> <p>【注】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
	交付決定、確定の 時期等	<p>申請のあった日から7日以内に交付決定及び確定をします。ただし、3月に申請されたものは、当月内に交付決定及び確定をします。</p> <p>補助金の交付又は不交付を決定したときは、渋P a y 加盟店補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知します。</p>
	請求の方法、支払 時期等	<p>渋P a y 加盟店補助金交付請求書（様式第3号）に渋P a y 加盟店補助金交付決定通知書を添えて、請求してください。</p> <p>提出された請求書に基づき、請求日から20日以内に支払います。</p>
	交付決定の取消し 又は補助金の返還	<p>次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>（1） 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>（1） 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額</p>

申請書等の様式	渋 P a y 加盟店補助金交付申請書兼実績報告書（様式第 1 号） 渋 P a y 加盟店補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号） 渋 P a y 加盟店補助金交付請求書（様式第 3 号）
その他	<p>補助金の交付は 1 加盟店につき 1 回限りとします。ただし端末費用を申請していない場合は別に申請することができます。</p> <p>補助対象者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え付け、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければなりません。</p>
取扱担当課	渋川市役所 行革・DX 推進課（本庁舎） 電話 0279-25-8414（直通） 0279-22-2111（内線2430） メールアドレス digital@city.shibukawa.gunma.jp

渋川市長 様

申請者 所在地
 事業者名
 代表者
 担当者
 電話番号 ()

(日中に連絡の付く電話番号を記載してください。)

渋P a y加盟店補助金交付申請書兼実績報告書

渋P a y加盟店補助金について、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、申請に当たっては、渋P a y加盟店補助金交付要領（補助対象者）の要件に該当することを誓約します。

記

1 補助対象経費の明細

(1) 端末購入費用	
メーカー	
型式名	
台数	台
購入年月日	年 月 日
購入金額	円※1

(2) 準備費用	
該当する項目に☑を入れ、具体的な品名等、金額を記載してください。	
<input type="checkbox"/> 資機材等	_____ 円
<input type="checkbox"/> 人件費	_____ 円
<input type="checkbox"/> その他	_____ 円
計	_____ 円※2

2 補助金の申請額

(1) 端末購入費用(※1)	円 (上限3万円)
(2) 準備費用(※2)	円 (上限5千円)
合計(申請額)	円

3 添付書類

(1) 端末購入費用

購入したスマートフォン又はタブレット型端末の本体購入に係る領収書の写し又はその代金の支払が確認できる書類、メーカー、型式、台数が確認できる書類（領収書等に確認できる記載がある場合は不要）

(2) 準備費用

準備費用として資機材等の購入等に係る領収書の写し又はその代金の支払が確認できる書類

4 誓約事項

(1) 渋P a y加盟店として登録しています。

(2) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当していません。

様式第2号

第 号
年 月 日

様

澁川市長



澁P a y加盟店補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった澁P a y加盟店補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金の申請額	円
2 補助金の決定額	円
3 補助金交付予定日	年 月 日
4 補助金不交付理由	
5 指 示	

渋川市長 様

申請者 所在地
事業者名
代表者

渋P a y加盟店補助金交付請求書

渋P a y加盟店補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額

請求額 (補助金の決定額)	金	円
------------------	---	---

2 振込先

金融機関名			
店名			
預金種別	普通 当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

記載責任者		
・記載責任者：	電話番号：	()
・担当者：	電話番号：	()